平成２２年（フ）第６１０号
大阪府岸和田市門前町２丁目12番６号
債務者　山下　　司（旧姓森澤）
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６１５号
大阪府岸和田市春木旭町39番38号、前住所大阪府岸和田市宮前町21番25号
債務者　紀州屋こと　松山　賢二
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６１７号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡北２丁目９番９―208号
債務者　寺田　裕之
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６１９号
大阪府和泉市青葉台２丁目21番15号、前住所大阪府和泉市青葉台３丁目29番５号
債務者　川西　孝司
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６２０号
大阪府和泉市池田下町1417番地の１サンモール107号、前住所大阪府和泉市青葉台３丁目29番５号
債務者　川西　竹松
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６２５号
大阪府阪南市尾崎町６丁目１番４―308号
債務者　山下　　妙
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６２７号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地５棟301号、前住所大阪府貝塚市窪田126番地４シャルマンフジ二色の浜1133
債務者　佐野マリ子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６３０号
大阪府泉佐野市日根野4265大家マンションＢ－１、住民票上の住所大阪府阪南市石田996番地
債務者　井上　千尋
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６３４号
大阪府泉佐野市松原２丁目３番23―503号
債務者　飯田　　薫
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５４５７号
大阪市都島区内代町３丁目７番17号　山村ハイツ202号
債務者　道下　郁子（旧姓髙田）
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５６３号
大阪府門真市大倉町９番１号
債務者　石田恵美子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１１２号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑582番地
債務者　雨澤　　茂
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１３７号
横浜市栄区上郷町2266番地４　メゾンドゥマロニエ102
債務者　菊村　澄子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１３９号
横浜市中区本牧町２丁目445番地２
債務者　金子　明男
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１４６号
横浜市緑区三保町2381番地　ハイツイワモト103号
債務者　及川　　俊
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１４８号
横浜市港北区新羽町1811番地　アズマハイツⅡ102
債務者　志手　　愛
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部